

津山高専技術交流プラザ規約

(名称)

第1条 本会は、「津山高専技術交流プラザ」と称す。

(目的)

第2条 本会は、津山工業高等専門学校（以下高専）と地域産業界等との交流を深めることにより、地域産業の発展に寄与するとともに、津山高専の教育研究の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 産学の交流を促進する事業
- (2) 産業界の人材育成に資する事業
- (3) 高専の学生育成に資する事業
- (4) その他本会の目的達成に必要と認める事業

(会員)

第4条 本会の会員は、美作県民局所管区域(津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町及び美咲町)内に事業所を置く法人で、本会の目的に賛同する者をもって組織する。ただし、岡山県内かつ美作県民局所管区域外に事業所を置く法人においては、全会員数の30%を超えない限り入会を認める。

(会費)

第5条 会費は、年30,000円とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 幹事 | 若干名 |
| 監査 | 1名 |

(役員を選任)

第7条 役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代理する。
3. 監査は、本会の会計及び会務を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2. 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。
3. 役員会は、必要に応じて随時開催する。
4. 会議は、総べて会長が招集する。

(総会の議決事項)

第11条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 事業報告及び決算の承認

2. 総会の議事は、総会出席者の過半数の賛同をもって決する。

(幹事会)

第12条 役員会は、幹事で組織し、津山高専地域共同テクノセンターと密接に連携を図り、具体的な事業推進及び会長の指示する事項を処理する。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理させるため、事務局をつやま産業支援センターに置く。

(経費)

第14条 本会の経費は、補助金及び負担金並びに会費、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(顧問)

第16条 本会に科学技術顧問を置くことができる。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会の事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この規約は、平成7年8月8日から適用する。
2. この規約は、平成8年4月1日から適用する。
3. この規約は、平成9年4月1日から適用する。
4. この規約は、平成10年4月1日から適用する。
5. この規約は、平成11年4月1日から適用する。
6. この規約は、平成15年4月1日から適用する。
7. この規約は、平成18年5月16日から適用する。
8. この規約は、平成20年5月1日から適用する。
9. この規約は、平成25年4月1日から適用する。
10. この規約は、平成27年4月1日から適用する。
11. この規約は、令和2年4月1日から適用する。